

松江市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年3月23日付け松江市監査委員告示第2号で公表した随時監査（工事監査）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成29年5月15日

松江市監査委員 松本修司

松江市監査委員 児玉泰州

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 工事積算について</p> <p>① 上本庄町荒船農道外3線舗装工事</p> <p>上層路盤工の面積が変更で増となっているが、打合せ簿等文書による事前の協議がされていない。発注時のチェックをしっかりといただきたい。 (農林基盤整備課)</p> <p>(2) 設計に添付の図面について</p> <p>① 沖泊漁港船揚場修繕工事</p> <p>構造物の基準高が明記されていない。古い船揚場で、高さを明記すると却って施工が難しいという面はあるが、公共事業の発注図面としては高さを明記されたい。 (水産振興課)</p> <p>(3) 環境に配慮した設計について</p> <p>① 市道前原矢ノ原線道路改良工事</p> <p>② 市営緑が丘アパート法面保護工事</p> <p>①、②ともバキューム式（湿式）カッターでの既設アスファルト舗装版切断作業で排出される排水（汚泥）の処理が変更設計で未計上となっている</p>	<p>(1) 今後は打合せ等文書により事前協議の上、変更するとともに、また発注前に詳細な測量を行い、変更が少ないよう、発注時のチェックを徹底します。</p> <p>(2) 今後の工事発注図面には、基準高を明記し、適正な施工の確保を図ります。</p> <p>(3) 舗装版切断時に発生する排水処理につきましては、特記仕様書へ処理方法等を明示します。また、排水処理について、受注者より協議があった場合で、設計変更をする場合は、必要な費用を計上します。</p>

る。水質汚濁の防止等のため回収に努めるようお願いしたい。また、工事費の増減に関わる事項なので留意、計上願いたい。（土木課、建築指導課）

2 建築工事

(1) 特約条項、仲裁合意書、中間前金払について

①松江市ガス局南工場球形ガスホルダー再塗装工事

入札心得書に支払条件(部分払、中間前金払の選択)についての記載がなかった。契約書にも特約条項と仲裁合意書が添付されていなかった。又、打ち合わせで工事請負金額が減額となり中間前金払の返還が発生すると想定できたのに、すみやかな変更契約をおこなわず、竣工日におこなっている。いずれも契約にかかわる重要な事項であるため適切な処理に留意されたい。（ガス局供給保安課）

(1)入札心得書支払条件については、部分払、中間前払の選択事項を記載します。また、契約締結時に特約条項と仲裁合意書を添付することを徹底します。変更契約はすみやかに行い、中間前払金の返還措置が発生しないよう適切に処理をします。